

自然公園法及び自然環境保全法の施行に向けた関係政令の制定について (概要)

I. 改正法の施行期日を定める政令案の概要

- 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行期日を平成 22 年 4 月 1 日とする。

II. 自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令案の概要

<自然公園法施行令の一部改正の概要>

1. 公園事業の執行に関する規定の削除 (現行自然公園法施行令第 3 条～第 17 条関係)

- 公園事業の執行に関する規定を改正法に規定したことに伴い、関係規定を削除する。

2. 特別保護地区における許可対象行為を定める規定の削除 (現行公園法施行令第 18 条関係)

- 特別保護地区における許可を要する行為として、現在、公園法施行令に規定されている「木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと」及び「動物を放つこと（家畜の放牧を除く。）」を改正法に規定したことに伴い、当該規定を削除する。

3. 利用調整地区における個人に対する立入認定等に係る手数料の上限の変更等 (改正後の公園法施行令第 3 条関係)

- 利用調整地区への立入りに関する認定に係る手数料の上限を変更(1,000 円→1,800 円)する。
- 代表者による監督の下に他の者を利用調整地区の区域内へ立ち入らせることについての認定に係る手数料(2,000 円)及び立入認定書の再交付に係る手数料の額(600 円→1,000 円)の上限を定める。

4. 公園法施行令に規定する環境大臣の権限を地方環境事務所長に委任する規定の削除（現行公園法施行令第23条関係）

- 公園法施行令（本則）において、地方環境事務所長に委任すべき事項がなくなることから、当該規定を削除する。

5. 国立公園の指定区域における法定受託事務の追加（改正後の公園法施行令附則第3項関係）

- 今回の改正に伴い追加された特別地域における規制行為（木竹の損傷、動植物の放出等）及び海域公園地区における規制行為（動力船の使用）について、都道府県が法定受託事務として処理することとする。

<自然環境保全法施行令の一部改正の概要>

1. 原生自然環境保全地域における禁止行為を定める規定の削除（現行自然環境保全法施行令第3条関係）

- 原生自然環境保全地域における禁止行為として、現在、自然環境保全法施行令に規定されている「廃棄物を捨て、又は放置すること」、「木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと」及び「動物を放つこと（家畜の放牧を除く。）」を改正法に規定したことに伴い、当該規定を削除する。

2. 自然保護取締官の権限に係る行為の追加（改正後の保全法施行令第3条関係）

- 原生自然環境保全地域における禁止行為に係る原状回復命令等について、自然保護取締官に行わせる権限として追加する。